

<本算定表の利用にあたって>

- 試算にあたっては、課長通知（工事請負契約書第26条第5項の運用について（令和4年6月17日付け））や運用マニュアル（令和4年7月）本体を必ずご確認ください。
- 本算定表は、受注者が単品スライド額を試算するための参考資料となります。
- 単品スライド申請にあたり、発注者は本算定表の提出を求めるものではありません。
- 実際のスライド変更額は発注者にて算定するため、本算定表での算出結果がスライド変更額とならないことをご了承ください。

工事名	令和〇〇年度▲▲工事		
請負代金額	235,180,000	※税込み	精算変更未了の場合は今後の増減見込額を加算する
請負代金額（既済部分）	0	※税込み	
最終請負代金額－既済部分 （請負代金額の1/100）	235,180,000 2,351,800	※税込み ※既済部分は除く、税込み	
設計金額	258,698,000	※税込み	
消費税率	10%		
請負比率		※単価合意が未実施の場合に記入（小数部第3位四捨五入、小数部第2位止め）	

### 各セル着色凡例

- : 記入不要
- : 任意手入力
- : 必須手入力
- : 自動入力

請負代金額や既済部分金額の工事情報入力箇所

品目ごとに、単品スライド対象材料（資材名称・規格・単位・設計数量・設計単価等）の情報を公開されている設計書情報等を基に手入力

「対象材料を使用している細別情報」についてはP3に記載

各月単価は物価資料等の情報を基に単価合意比率（請負比率）を考慮した各月実勢単価（税抜き）を手入力

購入または搬入月数に合わせて、列を挿入

2)鋼材類

単品スライド対象材料							
コード	資材名称	規格	単位	設計数量	設計図書の数	設計単価(p) (税抜き)	単価適用年月
	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295 D16	t	111.196		108,000	2022年6月
	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295 D10	t	160.644		111,600	2022年6月

	各月実勢単価及び搬入又は購入時単価・数量情報 (燃料油の実勢価格は「購入した翌月」の物価資料の価格)				対象数量(D)	
	年月	20XX年6月	20XX年7月	20XX年8月		20XX年9月
各月実勢単価(税抜き)		120,000	131,000	129,000	127,000	
単価合意比率(請負比率)を考慮した各月実勢単価(税抜き)		108,000	117,900	116,100	143,700	
搬入又は購入時単価(税抜き)		112,000	121,000	118,000	116,000	
搬入又は購入時数量		23.776	44.688	32.012	20.861	121.337
各月実勢単価(税抜き)		124,000	129,000	127,000	125,000	
単価合意比率(請負比率)を考慮した各月実勢単価(税抜き)		111,600	116,100	114,300	112,500	
搬入又は購入時単価(税抜き)		115,000	121,000	119,000	117,000	
搬入又は購入時数量		28.684	51.084	46.012	34.864	160.644

納品書、請求書等より、各月の「搬入または購入時単価」を手入力

納品書、請求書等より、各月の「搬入または購入時数量」を手入力

以下のルールに従って手入力

- 購入数量 < 設計図書の数 ⇒ 当該材料は対象材料とならない
- 設計図書の数 ≤ 購入数量 ≤ 設計数量 ⇒ 対象材料。対象数量は購入数量
- 設計数量 < 購入数量 ⇒ 対象数量。対象数量は設計数量

注1) 本ルールは燃料油には適用しない  
 注2) 購入数量とは「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）」に記載がある証明数量のことである

※本資料は説明資料であるため、記入情報は参考例になります。

実勢価格（官算定）と購入時価格の合計金額を比較し、合計金額の小さい方を自動算定

実際の購入金額でスライド額を算出することを希望する材料については、「採用する購入金額にチェック」欄にチェックする  
 チェック有りの材料は購入価格、チェック無しの材料は実勢価格（官算定）を用いて合計金額を自動算定

価格変動前の工事材料の合計金額を自動算定

実勢価格(官算定)と購入価格の品目毎の合計金額の低い方を採用する場合					一部もしくは全部の材料を実際の購入金額で採用する場合(実勢価格(官算定)が低い場合)										M当初			
①実勢価格(官算定)		②購入又は購入時価格			M変更 ※①及び②の合計の小さい方	①実勢価格(官算定)		②購入又は購入時価格			採用する購入金額 にチェック※	M変更 (税抜き)	M変更 (税込み)	p×D(税抜き)	p×D(税込み)			
p'(税抜き) (加重平均)	p'×D(税抜き)	p'×D(税込み)	単価(税抜き) (加重平均)	金額(税抜き)		金額(税込み)	p'(税抜き)	p'×D(税抜き)	p'×D(税込み)	p'×1.3(税抜き) (参考)						2社以上の 見積単価比較	単価(税抜き) (加重平均)	チェック (②/①<=1.3)
119,920.9	13,334,724		117,585.34	13,075,019		119,920.9	13,334,724	14,668,196	155,897.17								12,009,168	
										購入金額が最も安価	117,585.34	1.3以下	-	13,075,019	14,382,520			
113,999.64	18,313,358		118,487.71	19,034,339		113,999.64	18,313,358	20,144,693	148,199.53								17,927,870	
										購入金額が最も安価	118,487.71	1.3以下	-	19,034,339	20,937,772			
<b>合計</b>	<b>31,640,000</b>	<b>34,804,000</b>		<b>32,100,000</b>	<b>35,310,000</b>	①												<b>29,930,000</b>
!万円未満切り捨て					!万円未満切り捨て					合計(口の場合は実勢価格、☑の場合は購入時価格を採用して算出)					!万円未満切り捨て		!万円未満切り捨て	

(2) 変動額の合計金額算定表 (税込み)

実勢価格(官算定)と購入価格の品目毎の合計金額の低い方を採用する場合			
主要な工事材料	変動額：M変更-M当初	単品スライド対象判定	変動額算定用フラグ
燃料油	0	×	×
鋼材類	1,881,000	×	×
その他工事材料(コンクリート類)	2,684,000	○	×
その他工事材料(アスファルト類)	2,409,000	○	×
その他工事材料(その他主要な工事材料) 予備1	-	-	×
その他工事材料(その他主要な工事材料) 予備2	-	-	×
その他工事材料(その他主要な工事材料) 予備3	-	-	×

●実勢価格（官算定）と購入価格の品目毎の合計金額の低い方を採用する場合  
 各品目の変動額が請負代金額の1%を超えている場合→“○”  
 以下の場合→“×”が自動算定

(税込み)

一部もしくは全部の材料を実際の購入金額で採用する場合(実勢価格(官算定)が低い場合)			
主要な工事材料	変動額：M変更-M当初	単品スライド対象判定	変動額算定用フラグ
燃料油	33,000	×	×
鋼材類	2,387,000	○	○
その他工事材料(コンクリート類)	2,937,000	○	○
その他工事材料(アスファルト類)	2,574,000	○	○
その他工事材料(その他主要な工事材料) 予備1	-	-	×
その他工事材料(その他主要な工事材料) 予備2	-	-	×
その他工事材料(その他主要な工事材料) 予備3	-	-	×

●一部もしくは全部の材料を実際の購入金額で採用する場合  
 各品目の変動額が請負代金額の1%を超えている場合→“○”  
 以下の場合→“×”が自動算定

(3) 単品スライド額算定表

(再掲) 請負代金額の1/100	2,351,800	※既済部分は除く、税込み
単品スライド額(税込み)	5,546,200	※端数処理前
単品スライド額(税抜き)	5,042,000	※端数処理前
※以降端数処理を実施		
単品スライド額(税抜き)	5,040,000	←単品スライド決定額
単品スライド額(税込み)	5,544,000	←単品スライド決定額

単品スライド額（単品スライド対象判定が“○”の品目の変動額を合計した金額から請負代金額の1%を差し引いた金額）が自動算定

※「実勢価格（官算定）と購入価格の品目毎の合計金額の低い方を採用する場合」と「一部もしくは全部の材料を実際の購入金額で採用する場合」の両方が“○”の場合は、「一部もしくは全部の材料を実際の購入金額で採用する場合」の変動額を採用する。（採用判定結果は「変動額算定用フラグ」で確認）

対象材料を使用している細別情報（細別名・規格・細別単価（合意・官積）・合意比率等）を手入力

対象材料を使用している細別情報						
区分	設計内訳書 No.	細別名	規格	細別単価(合意)	細別単価(官積)	一段目：合意比率 二段目：単価合意実施の有無
		踏掛版	21-8-25(20)(普通) SD295 D16	39,555.	43,950.	90.00% 合意済
		踏掛版	21-8-25(20)(普通) SD295 D10	46,836.	52,040.	90.00% 合意済

単価合意比率（請負比率）を考慮した各月実勢単価に使用（ただし、自動計算には使用しないため、任意手入力）

※本資料は説明資料であるため、記入情報は参考例になります。

# 単品スライド額算定の考え方 概略フロー

**受注者**

- 単品スライドの請求  
(必要な情報、資料等)
  - ・ 対象品目、対象材料
  - ・ 変更請求概算額
  - ・ 材料毎に対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格及び、それが証明できる納品書、請求書、領収書

**発注者**

- 「実勢価格に基づく変動後の金額」と「実際の購入金額」を比較
  - **品目毎の合計金額**で比較する(材料毎の比較は行わない)
    - ① 実勢価格に基づく**変動後の金額(品目毎の合計金額)** 実勢価格は単価合意比率を考慮
    - ② 実際の購入金額 (**品目毎の合計金額**)

**(参考) 対象品目及び材料**

区分	品目	材 料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等 (賃料や損料も対象とすることが可能)
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他 工事材 料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート(生コン)、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
	アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
	その他主要な工事材料	上記以外の主要な工事材料が対象

**「① 実勢価格に基づく変動後の金額」が安価となる品目**
**発注者**

- **実勢価格にて品目毎の変動額を算出**

**発注者**

- 品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認  
(品目の一部の材料について実際の購入金額を用いて確認することも可)

↓  
変動額が請負代金額※の1%を超える品目

**発注者**

- **実勢価格にてスライド額を算定**

↓  
変動額が請負代金額※の1%を超えない品目は単品スライドの対象外

受注者から実際の購入金額でスライド額を算出することを希望する旨の申し出があった場合

- **申し出のあった材料毎**にスライド額を「実際の購入金額」にて算出するか、「実勢価格」にて算出するかを確認

**「② 実際の購入金額」が安価となる品目**
**発注者**

- **実際の購入金額にて品目毎の変動額を算出**

**発注者**

- 品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認

↓  
変動額が請負代金額※の1%を超える品目

**発注者**

- **実際の購入金額にてスライド額を算定**

↓  
変動額が請負代金額※の1%を超えない品目は単品スライドの対象外

※ 部分払いをした工事における「請負代金額」は出来高部分に相応する請負代金額を控除した額

➢ 具体的なフローは次ページ参照

# 実際の購入金額の確認フロー

## 受注者

- 実際の購入金額でのスライド額算定を希望
  - ・対象品目及び対象材料を申出※
  - ・実購入先を含まない2社以上の見積り提出※
- 「実際の購入金額の単価」が「実勢価格（単価合意比率考慮）」以上となることを受注者にて確認

- (補足) 見積りについて
- 工期内の代表的な月（1ヶ月以上）とする

※単品スライドの請求時にあわせて提出

## 第1段階

### 発注者

- 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認

#### <チェック項目>

- 対象材料ごとに以下を確認
  - ・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月（1ヶ月以上）の単価で確認
- 「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

**「実際の購入金額の単価」が最も安価とならない材料**

#### 実勢価格にて算出

- 実購入先の当該材料の価格変動は社会（もしくは地域）全体としてのものではない。

## 第2段階

### 発注者

- 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認

#### <チェック項目>

- ①が②以内であることを確認
  - ① 「実際の購入金額の単価」  
(複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均)
  - ② 「実勢価格の単価（単価合意比率考慮）+ 30%」  
(複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価（単価合意比率考慮）の加重平均 + 30%）

- ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

#### <確認方法> 各発注者の判断による

- 1) 発注者による見積り徴収
- 2) 近隣工事における材料調達状況
- 3) 特別調査で設定した単価の場合、調査機関へのヒアリング 等

**実際の購入金額の妥当性が確認できない**

#### 実勢価格にて算出

実勢価格の単価（単価合意比率考慮）の + 30% は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+ 30% を超えても妥当性が確認されれば採用可能

**実際の購入金額の妥当性が確認できる**

**実際の購入金額にて算出**

- ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断
- ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる